

日・台間のバーゼル条約に準じた民間取決めの締結に伴う告示の制定について

平成 17 年 12 月 26 日
産業技術環境局
環境指導室

1. 経緯

我が国と台湾の間の有害廃棄物等の取引については、これまで台湾が「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約(以下、「バーゼル条約」という。)」の締約国でないことからバーゼル条約が適用されず、事実上、有害廃棄物等の輸出入ができない状況にありました。

このため、財団法人交流協会(日本側)と亜東関係協会(台湾側)の間で、バーゼル条約に準じた「日台間の有害廃棄物等の移動、処分の規制に関する民間取決め(以下、「民間取決め」という。)」の締結に向けた協議が行われてきましたが、本年 12 月 1 日をもって民間取決めが締結され、平成 18 年 1 月 1 日に発効することとなりました。

これを受けて、当省及び環境省は、民間取決めに基づく国内手続等を定めた告示を制定しました。

2. 民間取決めについて

民間取決めは、バーゼル条約の趣旨に従い、日台間の移動及び処分に関して必要な事項を定めています。民間取決めの主な内容は以下のとおりです。

- (1) 民間取決めの適用範囲はバーゼル条約と同一とする。
- (2) 民間取決めの適用対象(有害廃棄物等)はバーゼル条約と同一とする。
- (3) 有害廃棄物等の輸出入を行う場合は、バーゼル条約の規定に従い、両協会間で書面による事前通告及び同意を実施する。
- (4) 有害廃棄物等の梱包、運搬、処分はバーゼル条約の規定に従い行う。運搬に当たっては、移動書類の携帯を義務付ける。
- (5) 当事者間の契約に従った処分が行われない場合は、バーゼル条約の規定に従い輸出国が有害廃棄物等を引き取るものとする。

3. 告示について

今般の告示は、民間取決めに基づいた日台間の有害廃棄物等の輸出入を円滑に行うための国内手続等を定めるものです。

バーゼル条約の要請事項のうち、「有害廃棄物等の輸出入の承認」については、外為法の適用が必要になります。一方、「移動書類の取扱い」については、告示に従い、行われることとなります。告示の主な内容は以下のとおりです。

(1) 輸出入の承認の要件

我が国と台湾との間の有害廃棄物等の輸出入の承認に必要な要件を定める。

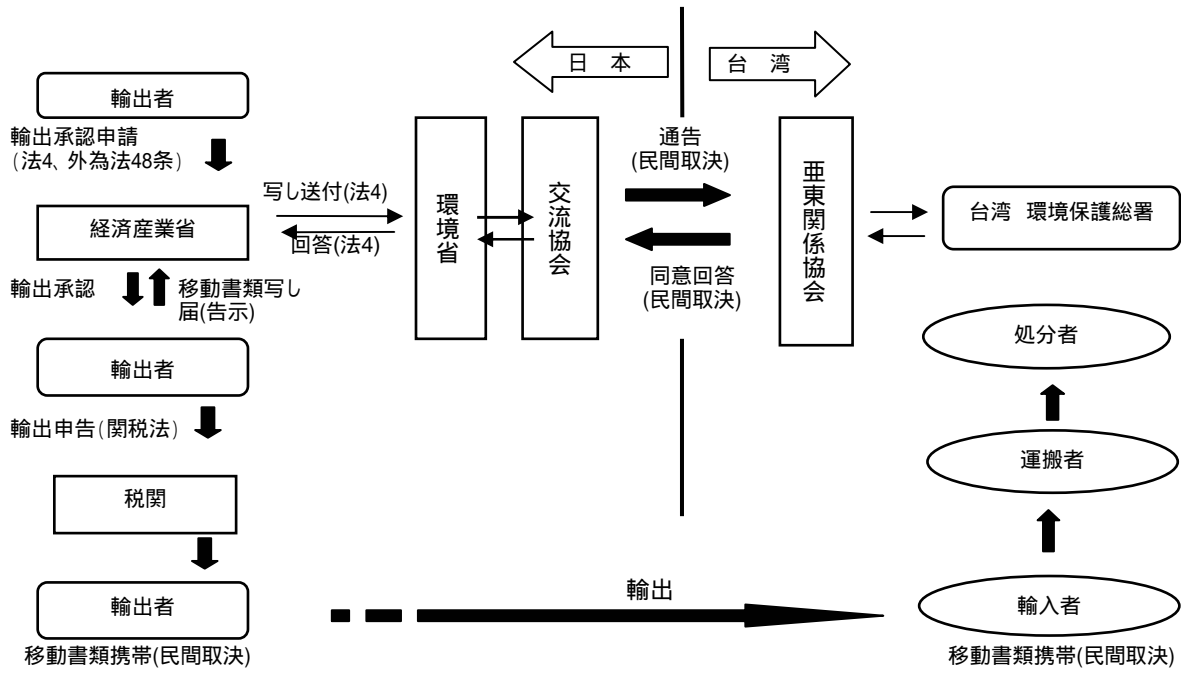
(2) 輸出入、運搬、処分の手続き

我が国と台湾との間の有害廃棄物等の輸出入、運搬、処分の手続きについて必要な事項を定める。

なお、告示は平成 18 年 1 月 1 日付けの施行となります。また、承認申請に必要な書類等手続の詳細については、別途、外為法の運用通達を定める予定です。

4. 手続きフロー

(1) 日本からの輸出時



(2) 台湾からの輸入時

